

## 会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称	豊島区自治推進委員会(第1回)	
事務局(担当課)	政策経営部企画課	
開催日時	平成24年7月26日(木) 18時30分～20時45分	
開催場所	議員協議会室(本庁舎4階)	
会議次第	<p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 委嘱状の交付</li> <li>3. 区側出席者紹介</li> <li>4. 会長選任</li> <li>5. 職務代理者氏名</li> <li>6. 諮問</li> <li>7. 区長挨拶</li> <li>8. 会長挨拶</li> <li>9. 委員自己紹介</li> <li>10. 会議録等の取扱</li> <li>11. 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 豊島区自治の推進に関する基本条例の概要について</li> <li>(2) セーフコミュニティについて</li> <li>(3) 今後の進め方</li> </ol> </li> <li>12. 閉会</li> </ol>	
公開の 可否	会議	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	江上 涉(立教大学社会学部教授)・小原隆治(早稲田大学政治経済学術院教授)・浅野有司(東京商工会議所豊島支部不動産文科会副分科会長)・石川智枝子(豊島区青少年育成委員会連合会会長)・伊藤登(元気!ながさきの会副代表)・猪野美佐子(区民ひろば西池袋運営協議会会長)・加藤竹司(池袋西口駅前環境浄化推進委員会委員長)・高木義男(公募)・田中幸一郎(豊島区町会連合会副会長)・寺田晃弘(豊島区民生委員・児童委員協議会会長)・長岐静枝(豊島区身体障害者福祉協会事務局次長)・中根里香(公募)・平井憲太郎(特定非営利活動法人としまユネスコ協会代表理事)・高橋佳代子(区議会議員)・磯一昭(区議会議員)・永野裕子(区議会議員)・垣内信行(区議会議員)・水島正彦(副区長)・吉川彰宏(政策経営部長)
	事務局	企画課長・広報課長・セーフコミュニティ推進室長・総務課長・区民部長・区民活動推進課長・地域区民ひろば課長

## 審議経過

### ・1 開会

○事務局 それでは、定刻でございます。

ただいまから第1回豊島区自治推進委員会を開催させていただきます。私は当委員会の事務局を務めさせていただきます政策経営部企画課長の小澤でございます。

本日は第1回でございますので、後ほど委員の皆様から会長を選んでいただくこととなりますが、それまでの間、私が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日は諮問等もございまして、高野豊島区長も出席をさせていただいてございます。区の記録等の関係で写真等を撮らせていただく場合もございますので、御了解をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

### ・2 委嘱状の交付

○事務局 それでは、これより委員の委嘱に移らせていただきますけれども、皆様方におかれましては、この度、当委員会の委員をお引き受けくださりまして、誠にありがとうございます。本来であれば、直接お一人お一人に委嘱状を交付するという手続が正式かと存じますけれども、時間の関係上、本日、先ほど御案内をいたしましたように、お机の上に委嘱状を置かせていただいております。よろしくお願いを申し上げます。

皆様におかれましては、後ほど、改めて自己紹介と簡単なごあいさつをいただきたいと存じますが、この後、会長の互選ということもございますので、机に座っていらっしゃいます順番に従いまして、私のほうから委員の皆様のお紹介をさせていただきます。ごあいさつは後ほどちょうだいいたしますので、机の座席に座ったままで会釈等をしていただければと、いうふうをお願いをいたします。よろしくお願いをいたします。

まず、私から左の向こう側からということでございます。立教大学社会学部教授、江上渉委員でございます。

早稲田大学政治経済学術院教授の小原隆治委員でございます。

東京商工会議所豊島支部不動産分科会副分科会長の浅野有司委員でございます。

豊島区青少年育成委員会連合会会長、石川智枝子委員でございます。

元気！ながさきの会副代表、伊藤登委員でいらっしゃいます。

区民ひろば西池袋運営協議会会長、猪野美佐子委員でいらっしゃいます。

池袋西口駅前環境浄化推進委員会委員長、加藤竹司委員でいらっしゃいます。

公募で参加をしていただきました高木義男委員でいらっしゃいます。

豊島区町会連合会副会長、田中幸一郎委員でいらっしゃいます。

こちらの列の奥からということでございます。豊島区民生委員・児童委員協議会会長、寺田晃弘委員でいらっしゃいます。

豊島区身体障害者福祉協会事務局次長、長岐静枝委員でいらっしゃいます。

公募で御参加をいただきました中根里香委員でいらっしゃいます。よろしくお願いをいたします。

特定非営利活動法人としまユネスコ協会代表理事、平井憲太郎委員でいらっしゃいます。区民選出の委員の皆さんにつきましては、座席順で御紹介をさせていただいてございます。

続いて、豊島区議会議員、高橋佳代子委員でいらっしゃいます。

豊島区議会議員、磯一昭委員でいらっしゃいます。

豊島区議会議員、永野裕子委員でいらっしゃいます。

豊島区議会議員、垣内信行委員でございます。

豊島区副区長、水島正彦でございます。

豊島区政策経営部長、吉川彰宏でございます。

どうもありがとうございました。よろしく願いをいたします。

### ・3 区側出席者紹介

○事務局 続きまして、区側の事務局職員の紹介をさせていただきます。

左側からでございますけれども、総務課長、天貝でございます。

地域区民ひろば課長でございます、藤田でございます。

永田区民部長でございます。

栗原区民活動推進課長でございます。

齊藤セーフコミュニティ推進室長でございます。

矢作広報課長でございます。

そのほか、企画課の事務局職員が同席してございますが、紹介は省略をさせていただきます。このメンバーで会議の運営をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

### ・4 会長選任

○事務局 続きまして、本委員会の会長の選任に移らせていただきたいと思います。本日、お配りをいたしました資料の参考1-3で、豊島区自治推進委員会条例をお配りしてございますけれども、その第5条第2項によりまして、委員の皆様から会長を互選いただくという規定になってございますが、いかがいたしましょうか。

○田中委員 町会連合会から代表で参加させていただいております田中幸一郎でございます。私は推薦したい方が一人おりますけれども、皆さんに御賛同をいただけるように、今から御説明申し上げますので、よろしく耳を澄まして聞いてください。

私は実は前回から自治推進委員会に参加させていただきまして、2年間やっておりました。そのときにいろいろとお世話になりました、小原先生、お久しぶりですね。

先生がちょっと前から自治推進委員会において職務代理者として、また部会長として2年間、私達の行く道を定めていただきました。経過もよくご存じですし、今回も小原先生にお願いしたらいかがと思ひまして、推薦させていただきます。皆さん、よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

ただいま、小原先生をという御発言がございましたけれども、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(賛成者拍手)

ありがとうございます。

○田中委員 ありがとうございます。

○事務局 それでは、小原先生、どうぞ、会長席のほうにお移りいただきたいと思います。

### ・5 職務代理者指名

○事務局 それでは、小原会長、職務代理者の指名等以下の運営をどうぞよろしく願いをいたします。

○小原会長 早稲田大学の小原でございます。御推薦をいただきましたので、僭越ではございますけれども、進めさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次第に従ひまして、次に職務代理者を指名ということでございますが、やはり、これまでの経緯もございまして、ぜひ立教大学の江上先生に職務代理者をお願いしたいと思ひますが、よろしゅうござい

ますでしょうか。

(賛成者拍手)

どうもありがとうございました。皆様、それから江上先生、ぜひよろしく願いいたします。

#### ・6 諮問

○小原会長 本日は第1回目ということでございまして、この委員会に対して高野区長から諮問をお受けしたいと思いますので、事務局から進行をお願いします。

○事務局 それでは、高野之夫豊島区長より諮問をさせていただきます。

区長さん、会長さん、前のほうにお願いをいたします。

○高野区長 諮問第1号、平成24年7月26日。豊島区自治推進委員会会長様、豊島区長、高野之夫。豊島区自治推進委員会条例第2条の規定に基づき、次のとおり、諮問いたします。

諮問、豊島区自治推進に関する基本条例にセーフコミュニティ活動及び地域区民ひろばの基本的な考え方を位置づけることについて。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 写真を撮らせていただきたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

ありがとうございました。お席のほうにお戻りください。

ただいま、高野之夫豊島区長から会長に諮問がございましたけれども、諮問文につきましては写しを委員の皆様へ配付をさせていただきますので、ご覧をいただきたいと存じます。

#### ・7 区長挨拶

○事務局 それでは、引き続き諮問に当たりまして、高野之夫豊島区長からごあいさつを申し上げます。

○高野区長 豊島区長の高野之夫でございます。

豊島区自治推進委員会の開催に当たりまして、一言、ごあいさつを述べさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい立場にもかかわらず、本委員会の委員へ御就任を御快諾いただきまして、心からお礼を申し上げる次第でございます。

本委員会に今回御参加いただいた皆さんは、大変幅広い地域活動を担っている町会あるいはセーフコミュニティの拠点である区民ひろばを始め、安全・安心、障害者福祉、商工会議所など、地域、そして豊島区を最前線で支えてくださっている団体等で、指導的な役割を果たしていただいている皆さんでございます。また、公募によって積極的に御参加をいただきましたお二人をお迎えし、まさに豊島区民を代表されていると考えているわけでございます。さらには、区議会各党派からも御参画をいただいております。また、学識経験者として、前回の自治推進委員会でも御尽力をいただきました小原先生、ただいま会長としてお勤めを願うことになったわけでございますし、そして、地元の立教大学の江上先生にもお願いをさせていただいたわけであります。豊島区の自治のあり方について、深い造詣をお持ちの両先生に御参加をいただきましたことを心強く思っているわけでございます。

さて、ただいま豊島区自治の推進に関する基本条例にセーフコミュニティ、そして地域区民ひろばの基本的な考え方を位置づけることについて諮問をさせていただいたわけであります。委員会の発足に当たりまして、諮問の意味について、私の思いを少しお話しさせていただきたいと思っております。

本区では、まちづくりにおける長期的なビジョンと基本政策の方向を示す基本計画において、本区が目指す姿であります安全・安心創造都市づくりの推進力としてセーフコミュニティを位置づけているわけでございます。安全・安心はどの自治体でも究極のまちづくりではないかと思っております。本区では、後ほど、担当から詳しく御説明をさせていただきますが、WHOの世界保健機関のセーフコミュニティ協働センターが推進するセーフコミュニティについて、平成22年の2月、今から2年前でございますけれども、取組宣

言をして以来、推進母体となる協議会の設置、社会調査、地域診断などを行いながら、拠点としての区民ひろばの活動が大変高い評価をいただき、審査の委員からは安全・安心の世界共通の標準語にもなるのではないかといわれたわけでございます。

去る5月8日にはセーフコミュニティ認証決定通知をいただき、セーフコミュニティ認証を日本国内では5番目でありませけれども、東京都内ではまさに最初の団体として取得することが決定したわけでございます。安全・安心と地域コミュニティの課題は、これからの、まさに豊島区の特長ではないかと思っております。セーフコミュニティ活動及び地域区民ひろばは、安全な生活環境を確保するとともに、地域の中にセーフコミュニティや部門を越えた横の繋がりを広げることで、安全と健康の質を高めていくまちづくりの活動でございまして、これら二つのテーマを同時に対応できる、まさに豊島区にふさわしい、価値ある活動ではないかと考えております。

一方、豊島区自治の推進に関する基本条例は、まちづくりや区政への参加の基本ルールと地域社会の多様な主体による協働の基本原則でございます。参加と協働の基本理念のもとに、区民一人一人がまちづくりの担い手として、自らの手で自治の姿をつくり上げていく上では欠かせない、最高規範であると思っております。この基本条例にセーフコミュニティ活動、そして地域区民ひろばが長期にわたって継続した取組になるよう位置づけることによって、豊島区が目指すまちづくりが実現していくのではないかと考えているわけでございます。ぜひ、活発な御議論をいただきまして、今年の11月28日は決定しておりますけれども、東京芸術劇場におきましてセーフコミュニティの認証式、そしてこのときにアジア国際会議も開催をされますので、ぜひとも条例の改正案をお示しいただきますよう、お願いを申し上げます。

委員の皆様のご格段なる御理解と御協力を心からお願いを申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。これからのいろいろな形の中で、大変な御協力を賜るわけでございます。どうぞよろしく願いをいたします。ありがとうございます。

## ・8 会長挨拶

○小原会長 どうもありがとうございました。ただいま高野区長から諮問事項とあわせて、本委員会の活動に対する大きな期待を伝えていただきました。

委員会を代表いたしまして、私からもごく簡単に、一言だけ冒頭のごあいさつを申し上げたいと思います。

豊島区の自治の推進に関する基本条例、ほかの自治体ではまちづくり基本条例ですとか、あるいは一般的に自治基本条例と呼んでいるものでございますけれども、そうした条例に関して、私がかねがねこんなことを申してまいりました。つくっただけではいけないのだと。床の間の置物ですとか、あるいは掛け軸のように扱ってはいけない。もちろん、床の間の掛け軸や置物にもそれなりに意味はあるのでしようけれども、ぜひ、そうした条例をつくったならば、それを使っていく、そういう工夫をする、基本ルールに鍛え上げていく、そういう工夫をしなければいけない。そのようなことをかねがね申し上げてきました。

現在、23区特別区の中でそうした条例を持っているところは、どうでしょうか。半分を超えている、そういったところかと思っておりますけれども、しばしば置物にされてしまうような例が多い中で、豊島区ではかねてから、基本条例ができてから、それを鍛え上げる様々な努力をしていらっしやったという具合に認識をしております。

今回の諮問に関しましても、基本条例の運用というよりも、その基本条例そのものを改正するというところでございますけれども、置物にせず、しっかりと基本ルールにしていきたいという、そういう高野区長のお考えを反映してのことだと思いますので、私が会長として力足らずではございますけれども、委員の皆様のご助力を得ながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いを申し上げます。

以上で簡単ではございますが、冒頭のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

## ・9 委員自己紹介

○小原会長 それでは、改めて委員会としての議事に戻りたいと思います。

続きまして、初めての会議ということでございますので、委員の皆様に参加するに当たっての抱負やお考えを含めて、自己紹介を兼ねながらごあいさつを賜ればと思っております。恐縮でございますけれども、江上委員から、先ほどの順番とおりの形で一言ずつお願いできますでしょうか。よろしくお願いたします。

○江上委員 どうも、立教大学の江上と申します。どうぞよろしくお願いたします。

私は地元の立教大学ですけれども、多くの学部がある中で社会学部というところに所属しております。専門にしていますのは都市社会学という分野なのですが、その中でもコミュニティ論という領域を勉強しております。特に昨年の震災以降、絆というのが非常に言われていますけれども、町の中で、地域の中でどういうふうに、絆をつくっていけばいいかというようなことを研究しております。

こちらの豊島区の自治の推進に関する基本条例との関わりで申しますと、この条例をつくるに当たってのワークショップといいますか、立ち上げの区民の方々がご議論をしている段階で、あのとき何でしたかね。アドバイザーというような役職名だったかと思いますが、そのような形で加わらせていただいて、この条例ができ上がってくる過程から見守らせていただいていたような経緯がございます。

何分、微力でございますけれども、小原先生に御指導をいただきながら微力を尽くせばと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○浅野委員 皆さん、こんにちは。東京商工会議所の不動産分科会の副分科会長を務めております浅野でございます。

住まいも職場も豊島区で、今、商工会議所のほうの青年部を立ち上げたりとかいろいろやってはいるのですが、何分こういう自治推進というのは初めてでございますので、私自身もまたこの中で勉強をさせていただきながら、微力ではございますけれども、豊島区の自治推進に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○石川委員 青少年育成委員会から参りました石川でございます。

私も以前この条例ができますときに、一応、参加をさせていただきました。その中で、私は今でも忘れられないのですが、子どもの問題を取り上げていただきまして、そのときに豊島区は子どもの権利条例があるのだから、特別に取り立ててこの中でというお話がございましたのですが、どうしてもそれが、ずっと今も、しこりに残っております。私どもは子どものことで地域の中でいろいろ活動しておりますが、やはり、子どもは次世代を担って、これからの豊島区を背負っていくものですから、ぜひ、今回は子どものことでまた発言をさせていただいたり、小原先生に御指導をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○伊藤委員 元気！ながさきの会の伊藤です。

前回の自治基本条例のときに、大変、小原先生に何かとお世話になっております。引き続いて、よろしくお願いたします。

私どもの会は10年前にできまして、健康な、特にまちづくり事業に対しての考え方を今日までやってまいりました。235名が月曜から土曜日までフル回転をしておりますけれども、基本的に考えるのは、私達は何ができるかということを中心に全会員が中心になって進めておりますよろしくお願いたします。

○猪野委員 西池袋運営協議会の猪野と申します。

私ども区民ひろばは21年度に発足いたしまして、その間、会長が体調不良を起こしまして、副会長が急に亡くなりましたりして、ちょっとそこら辺がばたばたしておりましたが、次期会長ということで私がお引

き受けすることになりました。区域の高齢者または子ども達、それから地域の方々と一緒に、今、一生懸命区民ひろばに取り組んでおりますが、私どもには本当に一つから二つ、三つと数を数えながら行動に移しておりますが、この度のこの推薦、ちょっと私も初めての会議の参加でございまして、どのようにやっていけばいいかとちょっと今戸惑っております。また、皆様に御指導をいただきながら、一生懸命努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○加藤委員** 池袋西口駅前環境浄化推進委員会、ちょっと長いのですが、池袋西口の安心・安全・まちづくりということで、今から11年前から委員長をやっております。町を汚す人間達は本当にどんどん研究して、我々の一歩も二歩も先へ行ってしまうので、なかなか終わりが無いというのが残念なのですけれども、これをほっぽっておくとやっぱりどんどん町が傷んでしまうということで、向こうの粘りに負けないように立ち向かっていっております。安全・安心な町というのは誰もが唱えるのですけれども、実際に体で動かしていかなければ町もよくなりません。自治推進というのは初めてでよくわからないのですが、一生懸命勉強をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

**○高木委員** 公募で委員をやらせていただきます高木と申します。

昨年まで半導体の製造業に勤務していたサラリーマンでございまして、定年退職ということで今年から少し地域の役に立つことがしたいなと思い、応募させていただきました。

勤務先では工場の運営とか、安全衛生の管理であるとか、本社での企業倫理に関わる仕事とか、そういったことをさせていただきましたので、その辺の経験を少しでもこのセーフコミュニティという側面からですね、少しでも協力をさせていただければありがたいなと思っておりますので、よろしく御指導ください。

**○田中委員** 豊島区町会連合会から代表で参りました田中幸一郎でございます。

前回の豊島区自治推進委員会においては、小原先生に御指導をいただきまして、大変、いい勉強になりました。私は自治推進委員会の後半に、最後のほうに中学校区のいわゆる、中学校8校をエリアで分けましょうということで小原先生とお話をしまして、決定させていただきました、いわゆる中学校区の北池袋協議会のほうで、中学校区としてモデル地区というのでスタートさせていただきました。

ところが、モデル地区になった途端に、セーフコミュニティの室長というのが出てきてましてですね、それでモデル地区もセーフコミュニティのモデル地区にもなってくれというようなことになってしまっていて、いつの間にか、セーフコミュニティが、今度は地域区民ひろばという課長が出てきて、何かわけのわからないことを、地域区民ひろばと、いわゆるセーフコミュニティのモデル地区とどのように連携していけばいいのかなということで、非常に悩みました。

私はミスター区民ひろばといわれているのですが、区長には言われていますけれども、私もそう思っております。ただ、E委員には誠に申し訳ないのですが、私ども区民ひろばでも自主運営を最初に行ったところで、これからは皆さん方と一緒にセーフコミュニティ、そして区民ひろば、区民ひろばというのはセーフコミュニティの核であるというようなことを含めて勉強をしていって、連携をどのようにしていったらよりよいセーフコミュニティと区民ひろばがつながっていくのかということも皆さん方と勉強をしていきたいと、そのように思っておりますので、ぜひよろしくお願い致します。

**○寺田委員** 私は豊島区の民生・児童委員協議会の会長をしております寺田と申します。

民生委員は、豊島区では252名の定員の中で243名、現在、活動しております。1人当たりの世帯数は平均で650、そのぐらい持っております。なぜ、この自治の委員を拝命したかということ、多分、このセーフコミュニティの対策委員会の中に、11ある中で民生・児童委員の委員が八つ関わっています。ですから、ほとんど、80%以上関わっているということで、多分なったのではないかというふうに思っております。

ただ、このセーフコミュニティというのは恐らく一年一年の進捗状況というのが出てくるし、5年ごとの再認証という問題もあるので、恐らく、この基本条例の中では本当の基本の基本しか決められないのではないかなというふうに思います。一年一年やはり状況も変わってくる。もっと5年経つと状況も恐らく変わるのではないかなということを見ると、基本的なことは決められても、細かいことはまた別のところで調整をしていかなければいけないのかなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

**○長岐委員** 豊島区身体障害者福祉協会の長岐と申しますけれども、私どもの会は聴覚障害者、視覚、それから肢体不自由、車椅子と、そういう感じで、会が始まって62年ぐらいになります。私もその中の一人として肢体不自由者でございますけれども、皆さんとともに社会参加できるように、いろいろな行事に積極的に出ていくように取り組んでおります。

それで、この会は初めて出させてもらったのですがけれども、なかなか勉強不足なのでございますけれども、これから皆様とともに一つでも勉強をさせていただければありがたいなと思って出席させていただきました。よろしくお願いいたします。

**○中根委員** こんにちは。公募委員に応募をさせていただきました中根里香と申します。初めまして。

今、皆さん方のお話を伺っておりますと、私は、今、1歳2カ月の子どもを持つ一児の母なのでございますけれども、本当に日頃、皆さんの組織、団体に大変にお世話になっているのだなというふうに、今、実感をしながら伺っております。

私のような子育て真っ最中で、私は今、41歳なのでございますけれども、これぐらいの年齢層の女性が、こうした委員会の場に参加するというのは、あまりないのではないかと思います。主人にも協力をしてもらいながら、今回この場に、本当に挑戦の思いで参加をさせていただきました。本当に皆様方のお話を伺いながら、しっかりと勉強をしてまいりたいと思います。

また、子どもがおりますので、一番安全・安心のまちづくりに大変な関心を持っておりますし、また、今日、光化学スモッグが発生したということもありまして、また、そういう情報ですとかも、本当に今後、しっかりともっともっと敏感になっていきたいとも思っております。いずれにしましても、しっかりと勉強をしてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

**○平井委員** としまユネスコ協会代表理事をやっております平井と申します。

先週のハワイアンのがんが抜けませんで、こんな格好で来て大変申し訳ございませんでした。浮いてしまって、今日は恐縮しております。

ユネスコ協会というのは、実は豊島区ではまだできて3年にしかたらないのですが、日本のユネスコ運動自身は70年にもなろうという古い歴史があります。もともとは世界の平和を教育と科学と文化という部門から推し進めようという、国連を中心とした運動の民間部門を担っていくのがいろいろなユネスコ協会、ユネスコクラブという組織です。

この豊島区のユネスコ協会自身はまだ3年ということで、非常にメンバーの数も少のうございますが、メンバーとして、ちょうどこの協議会のようないろいろな分野で活躍をしていらっしゃる方が入ってくださっておりますので、そういうところと協働をして、今、申し上げた目的を達成していくのが私たちの仕事かなというふうに考えております。

この協議会、ほかの方々と同様に、私も今回全く初めての、未経験での参加でございます。どういうお手伝いができるのか、それとも単にお前は勉強しろということでお呼びいただいたのか、まだこれからいろいろ経験してみないとわかりませんが、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

**○高橋委員** 座ったままで失礼します。公明党の区議会議員、高橋佳代子でございます。

私も自治推進委員会は初めてでございます。条例制定のときは別の議員が委員として出させていただきます。



ておりました。今回、条例の中にセーフコミュニティ、また区民ひろばを位置づけるということで、セーフコミュニティについては国内で5番目というお話がありましたけれども、調べてみますとセーフコミュニティの認証を受けても、この自治基本条例について、反映をしているというところがどこにもなかったのですが、条例自体を持っていないということもあるのですけれども。そういった意味で初の取組ということになるのかなというふうに思います。

また、この条例については本当に区の最高規範という部分では、ここにしっかりセーフコミュニティを位置づけていこうという区長の意気込みは、やはり5年後の再認証もそうですけれども、ずっと豊島区を取組としてしっかりと位置づけていこうと、その区長の意気込みは非常によく感じましたので、しっかりと勉強をさせていただいて、取り組ませていただけたらというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

**○磯委員** 改めまして、こんばんは。自民党の磯一昭でございます。

私は議員になって2期目ということで、この自治基本条例ですか。これが制定された18年はまだ議員ではなかったのですけれども、いろいろな各市町村でこういうような流れが出たときに、先ほど会長さんがおっしゃったように絵に描いた餅あるいは掛け軸みたいなものになってはいけないというような本を数々読ませていただきました。その中におきましては、やはり二元代表制でありますこの区政においても、区長も変わらなければいけない。また、執行機関も変わらなくてはならない。そして、議員も変わらなくてはならない。そして、何といても、地域の区民の皆さんも自分達で自己責任を持たなければいけない、そのようなことが大体の本に書いてあります。そういったところで、どういったことができるのかなということを議員としてということも頭に入れながら、本日、参加しております委員の皆さんの各分野での御活躍ぶりも、今後、この豊島区を本当に発展していくのだなど、そのように感じております。

少し余談ですけれども、私が議員になる前の我が会派は、この自治基本条例に余り賛成ではなかったのかなと。基本的には法令とか、憲法とかそういったところがいろいろとその当時は話題にはなったかと思えますけれども、こういうことで、今、この基本条例の中にセーフコミュニティ、そしてまた区民ひろばを組み込んで、この基本条例が本当に絵に描いた餅にならないように進めていくことが責務なのかなと思っておりますので、ぜひとも皆さんと忌憚のない意見を交わしていきたいなど、そのように思っているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

**○永野委員** 皆様、改めましてこんばんは。私は区議会3期生になります。会派は、自治みらい豊島区議団という会派に所属しております、永野裕子と申します。

会派名にもありますように、私どもはやはり自治の大切さというのを再認識して、区政の中にも生かしていきたい、それが大変重要なテーマとして思っております。地方分権ということがいわれてから久しいわけですけれども、国民性もありましょうか、なかなかそれが根づいてきていない。その中でいろいろな側面から、やはり自分達のことは自分達の手でいろいろ進めていこう、決めていこうという、そういう動きがあらゆるところで起こってはいるけれども、なかなかそれが本質的なところに達成していないという、そういった課題をずっと持ってきたと思えますけれども。豊島区は今年からセーフコミュニティに取り組むということで、これが大変重要なテーマとしてリンクしていこうというふうに私も感じておりました。

地域コミュニティとか、安心・安全、絆という言葉が非常に使われるようになりましたけれども、何か使い古されたようなとか、かけ声やイメージが先行するようなところも多々あるのではないかなというふうに思いますが、セーフコミュニティは事象を科学的にしっかりと分析をして、そして、具体的、合理的な施策に落とし込んでいこうという、そういうものでございます。体感的な部分もそれは含めてのことだと思いますけれども、単なるかけ声、イメージだけではなく、しっかりとやはり地に足の着いた施策に、

区政の施策につなげていけるように私もしっかりと、一つ一つをきちんと見る虫の目と、それから全体的な部分を見渡せる鳥の目というものと両方持って議論をしてみたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**○垣内委員** 皆様改めまして、こんばんは。私、日本共産党の垣内信行と申します。

区議会は6期目で、21年目になりました。議会のほうでは古手のほうになります。前回は自治推進委員会に参加をさせていただきまして、今回もこの委員ということになりました。引き続きよろしくお願いいたします。

自治という言葉そのものはあるのですけれども、大変重みのあるといいますか、それでも深いと思うのですけれども、なかなかその意識に参加するということに対しては、豊島区は27万弱の区民がいるのですけれども、大勢の皆さんがぜひこういう自治あるいは区政に、一人でも多くの方達が興味を持っていただき、あるいは参加をしていただきたいなということを常日頃から思っている一人です。

今回の自治基本条例が本当に生きた形でこれが推進できればというふうについていつも思っているのですけれども、今回、条例改正に当たって、区長のほうから、今回、諮問がありました。今回はセーフコミュニティと区民ひろばという課題を盛り込んでいきたいというお考えですので、ぜひ、これが本当に自治の推進にとって、豊島区にとって本当にこれが役に立つような条例であり、あるいは横の繋がりが生きたような、自治の基本となるように、生きたものになるように、この委員会としても審査に当たっていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○水島委員** 皆さん、こんばんは。副区長をしております水島でございます。

高野区長をサポートする役職につきまして、11年目になりますけれども、この間、豊島区政の様々な面で御協力を賜っておりまして、誠にありがとうございます。

また、この度は豊島区自治の推進に関する基本条例の改定について御審議をいただくこととなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

**○吉川委員** 改めまして、皆さんこんばんは。政策経営部長をしております吉川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は政策全般を担当している者といたしまして、今回の自治推進の基本条例、この基本理念に基づきまして皆様方の議論を、この安全・安心というものをキーワードに、具体的な施策として何とか反映できるように努力をしてみたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**○小原会長** どうもありがとうございました。委員の皆さんからは強い抱負だけでなく、これから問題を考えていく上での様々な論点といいたしめようか、観点を御指摘いただいたと思います。ありがとうございました。

私自身が自己紹介していなかったなと思ひまして、ごく簡単でございますけれどもさせていただきます。20年間近く成蹊大学というところにいたのですけれども、2年前に早稲田大学に移りまして、地方自治、中でも日本の地方自治ということでございますけれども、勉強をしている者でございます。

豊島区との接点ということでは、もう今からちょうど10年ぐらい前でしょうか。この自治推進基本条例に関する研究会を区内でまず立ち上げて、一緒に勉強をしましょうということで、そのときに私は副座長といたしましたでしょうか。齊藤室長が入っていらっしやいました。そういうところから始めて、条例づくりの段になりますと、現矢作課長に様々なお世話になりまして、お手伝いをさせていただきました。その後、条例ができた後ですけれども、自治推進委員会のメンバーとして加わらせていただきまして、先ほど御推薦をいただきました田中副会長にもお世話になりました。

というわけで、かれこれ随分長いことこの条例関連ではお手伝いをさせていただいているわけでござい

すけれども、今ほど、皆さんから様々な御意見を既に伺っておりますので、非常に心強い気持ちであります。恐らく、何回も何回も繰り返してということではなく、ある程度の期間で仕上げていくということになるかと思えますけれども、改めて、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○高野区長 会長、済みませんがちょっと次に行かなければいけないので。どうも皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ・10 会議録等の取扱

○小原会長 次第でいいますと、9番のところまで進みました。残り10以降に関して進めてまいりたいと思いますが、本題の議事に入る前に会議録の作成と会議の公開について、そのルールに関して、事務局から案内をお願いいたします。

○事務局 それでは、御案内させていただきます。

審議会等の会議の公開に関しましては、今回、御審議をいただきます「自治の推進に関する基本条例」自身の中で、基本、公開をしなさいというふうに定めております。また、そのもとにあります本委員会について規定をしてございます「自治推進委員会条例」でも「会議は公開する」という規定になってございます。そうした会議の公開の詳細につきましては、「豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱」というものが定められてございまして、要綱に従って処理をさせていただきたいというふうに存じます。

まず、会議につきましては、公開ということでさせていただきたいと存じます。また、資料も公開ということになりますが、非公開により運営すべき事態が生じた場合には、その都度、お諮りをさせていただくという形になろうかというふうに考えます。

また、会議録については、作成をしたものを区のホームページ等で公開することになってございます。この会議録の作成方法に関しましては、本区の他の審議会等の例に倣いまして、実名公表ではなく、A委員、B委員というような表記方法で表記をさせていただいて、以後、同一の委員は同じ表記で記すという方法で作成をさせていただきたいと存じます。

先ほどの自己紹介に関しましては、もう既に委員名簿もございまして、また、審議の前ということでございますので、公表をさせていただき、今後、審議の内容については先ほど申し上げましたように、A委員、B委員という形の表記にさせていただきたいと存じます。議事録に関しましては、まずこちらで作成をいたしましたものを、委員の皆様にご覧をいただいて、チェックを経た上で公開をさせていただくという手順を踏みたいというふうに考えてございます。

それから、会議の傍聴でございすけれども、会議公開の原則からも、原則聴可、聞くことが可能であるというような取り扱いにさせていただきたいと存じます。会議の開催を事前に区のホームページや広報紙などで告知をして、傍聴受け付け、傍聴人の方にも原則として皆様にお配りした物と同じ会議資料をご覧いただきながら聞いていただきたいと、いうふうに考えているところでございます。よろしくお願いをいたします。

○小原会長 どうもありがとうございました。

今、会議の公開と会議録の作成方法に関しまして事務局から御説明がございましたけれども、これに関して御質問、御意見などございますでしょうか。

○P委員 会議録の署名委員という形は、これはどういうふうに今回は位置づけられているのか。

今、会議録署名をとっているところの審議会もあるのですが、私は自治基本推進に関する一番の基本的な問題であるならば、それはきちんとしといたほうがいいのかというふうに思ったのですが、それはどういうふうに。

○事務局 特に定めはございませんけれども、もし、皆様の御審議の中でそのようにすべきだという御決定

をいただければ、そういうような処置にさせていただきたいと存じます。特に考えてございません。

○小原会長 さて、どういうふうにしましょうか。恐らく、ほかの審議会、委員会とのバランスなどを考慮しながらということかと思えますけれども。前回の自治推進委員会では、そうした方法はとっていなかったですね。

○P委員 別にこだわっているわけではありません。そうしろという意味ではないので、議会なんかはそういうふうに行っているし、審議会でも議事録の署名というのはやっていますので。

○小原会長 H委員どうぞ。

○H委員 私ども区民ひろばのNPO法人におきましても、議事録は一応、議事録署名人ということで2名指名いたしまして、印鑑をいただいて、議事録として提出しております。そのほうがよろしいのではないかと。私もP議員の意見に賛成のほうなのですが、そのほうがよろしいのではないかと思いますけれども。そういう意味でおっしゃっているわけでしょう、そうではない。議事録署名人というのは。

公の場合はそうやっていくと思えますけれども、おっしゃっている意味はそれでいいのでしょうか。そういう意味ではないのですか。

○小原会長 事務局からございますか。

○事務局 先ほどP委員の御発言の中にもございましたけれども、区議会では特にこういう扱いをとってございますけれども、中の委員会、こうした審議会、会議の中では特にそうした取り扱いはしてございません。皆様の御意向ということであれば、そうした取り扱いも可能かと思えますが、事務局といたしましては、特に必要はないのかなとは思ってございますけれども、御審議をいただければと思います。

○H委員 I委員、社協のほうではやっていますよね。

○I委員 多分、大事な理事会とか経営に関することは署名人が要るのだなと思います。ただ、これは最終的にはこの自治基本、この条例そのものが最終的にはまた議会にかかるのですよね。ですから、そのときには署名人が要るのだらうと思えますけれども、今回は、私は前例に倣い、今までどおりでいいのではないかなというふうに考えております。

○小原会長 恐らく、ほかの会議体とのバランスといったようなこともございますし、内容の正確、不正確に関しては毎回議事録の確認をしていただきながら進めてまいりますので、他面でいいますと、署名が必要ということでございますと、毎回、署名人を指名するところから始めなければならないというようなこともございますので、私の考えとして、もし、御異論がなければ通常の会議体と同様にとということで参らせていただきたいと思います。

○P委員 別に私はこだわっているわけではありませんので、そういう会議の形として、皆さんで確認されればそれで結構です。

○小原委員 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

改めてでございますけれども、議事録に関しては事務局側で遺漏なきように努めていただくのは当然でありますけれども、委員の皆さんにおかれましても、よくご覧いただいて、よく点検をしていただいて、確かなものを公開していくという、そういう形で進めさせていただきたいと思えます。

ほかに何かございますでしょうか。

(なし)

よろしければ、次に進めさせていただきたいと思えます。

まず、傍聴の希望者は、本日はいらっしゃいますでしょうか

○事務局 先ほど、資料を請求された方はいらっしゃいましたけれども、傍聴のご希望はございませんでした。

## ・11 議事

○小原会長 わかりました、ありがとうございました。

次に、議事に入ってまいりますけれども、今後の運営の仕方といたしまして、先ほど、全体の期間のことを少し先走って申し上げてしまいましたけれども、夕方の時間を使っているということもございますし、会議にめり張りをつける意味でも、毎回2時間程度を目安にしてまいりたいと思います。と申し上げているのは、いろいろ議論があるのに2時間で打ち切るということでは決してございません。2時間という目安の中で詰まった、濃い議論をしていただくということを考えていただければと思いますので、ぜひ御協力のほどをお願いいたします。

これで、議事の運営に関する説明なり、お願い事を申し上げましたけれども、続いて議事に入りたいと思います。

事務局より資料が提出されておりますので、説明をお願いしたいと思います。委員会次第の11番の(1)からということでございます。よろしく申し上げます。

○事務局 それでは、資料番号1-1をお取り出しいただきたいと思います。

この資料番号1-1でございますけれども、表頭に記載をしてございますように、豊島区自治の推進に関する基本条例の構成について御案内をさせていただき資料でございます。あわせまして、後ろのほうになりますけれども、参考1-2もお取り出しをいただければと存じます。

この参考1-2でございますけれども、豊島区自治の推進に関する基本条例の全文という物でございます。この条例の改正についてこの委員会で御審議をいただくということから、この基本条例の内容について、まず御案内をさせていただきたいというふう存じます。参考1-2の基本条例のこの全文につきましては、非常に大部なものになりまして、一つ一つ御案内をするということは非常に難しゅうございますので、資料1-1に基づきまして、概略を御案内させていただきたいと存じます。

また、ホームページ等でご覧いただけますと、この逐条解説書といったようなものもご覧いただけるというような取り扱いをしてございますので、更に御不明な部分というものにつきましては、後ほど御質疑もいただきたいとは存じますが、そうした文献等をご覧いただければというふう存じます。

それでは資料1-1について、御案内をさせていただきたいと存じます。

まず記書きの1番でございますけれども、自治の推進に関する基本条例とはということでございます。分権時代にふさわしい自治の基本理念・基本原則を明らかにし、自治の主体である区民の皆さんと区民の皆さんの信託に基づく区議会・区長それぞれの役割、区政運営に関する基本的な事項を定めるものだというのでございます。自治の制度に関しましては、憲法や自治法等、そうしたものが定められてございますが、そうしたものをベースに地域の特性を生かし、参加と協働によるまちづくりを推進していくための新たな制度や仕組みを加えて、豊島区版のルールとしてこの自治のあり方について定めようというものがこの条例ということでございます。

中段に2ポチで、自治の推進に関する基本条例制定の背景あるいはその制定の必要性についてチャートが記載をしてございます。

背景として三つあるのかなというふう存じます。まず一つ目でございますが、現在も第2期の分権改革が進められてございますが、分権改革、また、小泉首相による三位一体改革等が進められることによりまして、自己決定、自己責任に基づく区政運営の確立をしていかなければいけない。そうしたことから、住民自治の充実を図るということから、黒い矢印の中の(1)でございますが、住民自治の充実を図るためのルールを決めていく必要があるだろうということでございます。

また背景の二つ目でございますけれども、東京都と特別区の間で長年にわたりまして特別区の制度改革の

ありようについて、今、検討をされているところでございます。都区間の役割分担、あるいは財源配分の見直しというものにつきましては、非常に長いテーマでございますけれども、そうしたことを明確にしていく、あるいはそうしたものを背景として運営をしていくためには自主性、自立性というものを明確にしていかなくてはならないということでございます。黒い矢印の中に書いてございます(2)でございますけれども、そのためには自主性、自立性を明確化するルール of 制定が必要であるということでございます。

背景の三つ目でございますけれども、少子高齢化。東京都は人口がまだ増えているということでございますけれども、日本全国では人口減少社会に入っていく中で、持続可能な社会システムを構築していくということが要請されているわけでございます。新たな公共ということで記載されてございますが、これについては行政だけでは手に負えないもの、あるいは区民の皆さんでは、今度は逆に、またそれで手に余るもの、そうした中間の領域にあるもの、そうしたものをどういう形で処理をしていくのかということ。行政が主導して、あるいは行政に依存をするというようなシステムでは限界が来ているということから、参加と協働のまちづくりが必要になるということから、黒い矢印の三つ目でございますけれども、参加と協働の基本ルールを定める。そうしたことから豊島区版自治推進のルールということで、この自治の推進に関する基本条例が定められたというふうを考えてございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。

今、申し上げたようなことを文書で記載をしてあるということでございますが、少し御案内をさせていただきますと、やはり行政の画一的なサービスの提供では限界があるということでございます。阪神・淡路大震災等を契機といたしまして、民のほうにより効率的で、地域に密着した、きめ細かなサービスが提供できると、そういう場合には民に任せるほうがいいのではないかというような考え方が浸透してきたということでございます。

このような状況を背景といたしまして、多様な主体、様々な方達が協働して公共的な課題を解決していく仕組みを構築していくことが求められたということでございます。そうしたことから、この条例は参加と協働を自治の基本原則として位置づけ、まちづくりや区政への参加の基本ルールと地域社会の多様な主体による協働の経営基本原則を定めたということでございまして、その下に先ほど御紹介をいたしました、住民自治の充実を図るルールと、自主性、自立性を明確にするルール、参加と協働の基本ルールというものの考え方を記載してございます。

横のページでございますが、3ページでございます。

条文の構成ということでございます。参考1-2に条文が裸で並んでございますけれども、この3ページに記載をしてあるような構成になっているということでございます。まず、前文がございまして、第1章、総則、そして住民自治を起点とする協働のまちづくりということで、2章から4章。また一方、自主的、自立的な区政運営の確立ということに関しまして、5章から7章の構成になっているということでございます。

ページをおめくりいただきたいと存じます。4ページでございます。

この4ページ以降に関しまして、特にこの条例の中で、特に今回御審議をいただきます協働のありようというような部分をピックアップいたしまして、条例の解説をさせていただいている部分でございます。一つ一つの解説に関しましては、ホームページ等でご覧いただけるようなこととなっているということは先ほど御説明をしたとおりでございます。

第2条では、自治の主体として、住民あるいは区民等の定義をさせていただいてございます。

中段のところでございますけれども、第3条で、自治の基本理念というものを記載してございます。豊島区が目指す自治の基本理念といたしまして、第3条の第1項で、そこに記載をしてございます、まちづくり

の基本理念としての住民自治を起点とする協働のまちづくり。第2項では、そこに(2)で記載をしていますが、自主的・自立的な区政運営の確立に関して、区政運営の基本理念をそれぞれ定めているということでございます。

この第1の基本理念は、日本国憲法が掲げます地方自治の本旨ということで、住民自治と団体自治というものを挙げてございますけれども、第1の基本理念はこの住民自治の原則に対応し、第2のこの理念は団体自治の原則に対応をしているというふうに考えているところでございます。

次のページ、5ページをお願いいたします。

5ページ上段、第4条では自治の基本原則を定めてございます。この前のページで御紹介しました第3条の基本理念を実現するための行動指針として、そこに記載をしております四つの基本原則を挙げてございます。一つ目が、情報共有の原則でございます。情報の共有は参加の前提となるものであるということでございます。二つ目は、参加の原則でございます。区民の皆さんに参加をしていただくということは強制されるものではなく、お一人お一人の区民の皆さんの自発的な意思が尊重されるべきであることを原則にするものであります。三つ目、協働の原則でございます。多様な主体、多様な皆様が協働していくに当たっては、それぞれの役割分担と対等な協力関係を基本として、目的を共有した上で連携、活動をしていくことが必要であるということをお願いいたします。四つ目でございますが、多様性、尊重の原則ということをお願いいたします。お一人お一人の人権を尊重するという基本とした上で、個性や立場の違いを認め合った上で交流をしていくということが基本原則だということをお願いいたします。

第6条に関しまして、先ほど、M委員のごあいさつの中でもお願いいたしましたが、第5条では最高規範性を、ここの第6条ではこの自治推進委員会を設置するのだということが設けられているということをお願いいたします。日本国には憲法という最高法規がございますけれども、それに類するというものは制度的にはなかなか難しいのですが、この条例の基本的な理念を区政の運営に当たっては第一に尊重をしていかなければいけないというような考え方が最高規範性というような形で謳われているということをお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

第7条、第8条では区民の皆さんの権利と責務について記載をしております。中段のところでは第3章に飛びますけれども、第3章ではコミュニティの記載をしております。この条例では、先ほど御紹介をいたしました第3条で住民自治を起点とした協働のまちづくりを自治の第1の基本理念として掲げてございます。

また、第7条では地域のまちづくりを主体的に行う権利を区民の権利と第一に規定し、地域における区民の主体的な取組を自治の土台として位置づけてございます。そうした区民の地域活動を醸成するこのコミュニティというものは、この条例の最も重要な事項というふうに考えられるところでございます。

そこで、この条例ではコミュニティについて第1章を設けまして、その意義と基礎基盤として、区民がまちづくりを主体的に担うものであることを明らかにしているということがこの第3章の構成でございます。

次のページ、7ページでございます。

第4章の1節、2節では、区政への参加ということをお願いいたします。区政情報を知る権利あるいは各段階への参加の権利といったものが謳われているということをお願いいたします。

第4章の第25条から第27条では、ここが第4章の第3節になりますけれども、協働のまちづくりを行っていく上での区長等の果たす役割といったものが記載をされているということをお願いいたします。

第5章等につきましては、御説明を省略させていただきたいと思っております。

次のページ、8ページ目に関しましては、自治基本条例の自治の推進に関する基本条例の制定後、本委員会の1期目の制定がありまして、そこでの御審議をいただいた中で、参加と協働を推進するための施策とい

うものについて御提言をいたしました。その制定後の各取組について御案内をさせていただきます。

○事務局 8ページにつきましては、私、区民活動推進課長の栗原のほうから御説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○小原会長 どうぞお座りになってください。

○事務局 ありがとうございます。

これからお話をいたします取組の実績につきましては、本日、お手元に御配付をしてございます参考1-5の、この豊島区の主な取組の中に細かい数値等が記載されておりますので、これにつきましては後ほどご覧いただければと存じます。本当に細かい実績、記載をしてございますが、概略につきまして私のほうから御説明をさせていただきます。

8ページにお戻りをいただきたいと思えます。

まず、地域を軸にした参加と協働の仕組みでございますけれども、現在、池袋本町と上池袋をエリアといたしました池袋中学校区におきまして、地域協議会のモデル事業を展開しているところでございます。現在、28団体、40名の方々に御参加をいただきまして、平成22年のスタート以来、全体会あるいは部会、イベントへの参加などでこれまで実に100回を超える活動の実績がございます。セーフコミュニティの関係でございますが、この地域協議会におきまして、交通安全の気づきマップを作製いたしまして、池袋中学校、そして、この中学校区にある三つの小学校の全児童生徒に配布をさせていただいたところでございます。また、こうした活動につきましては、セーフコミュニティの事前審査におきまして、WHOの審査委員の方々に御紹介をさせていただいたところでございます。

ちなみに、地域協議会の会長は、先ほどごあいさつをいただきましたH委員をお願いをしております。いつもありがとうございます。

続きまして、区民活動センターにおける中間支援機能の強化をせよということを、前回の委員会で御指摘をいただいております。区民活動センターにおきましては、記載のとおり、専門の相談員を常駐させていただきます。相談業務は区内にある二つのNPO法人に委託をいたしまして、昨年度につきましては、NPOの設立や会計の処理あるいは行政との協働のやり方あるいはイベントのやり方等を、294件の相談をいただいたところでございます。

なお、区民活動センター、大塚にございます東部区民事務所の2階にございまして、区内で活動をしている団体さんは登録をいただければ無料で会議室等を御利用いただけますので、ぜひ、御利用いただければと存じます。ユネスコ協会さんにも登録をいただけて、活動をしていただいております。御利用ありがとうございます。

続きまして、区民ひろばの展開につきましては、この後、藤田課長より詳しく御説明がございますけれども、その前に下段に参りまして、政策形成過程への参加、そして政策実施過程等につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

それぞれ記載のとおりでございますけれども、特にこの中で協働事業の取組につきましては、これまで庁内の各課が参加と協働の理念を踏まえまして、多様な団体との協働事業を実現してまいりました。昨年は41課で154の協働事業を実現してございます。その全事業につきましても、先ほど御紹介をいたしました、この参考1-5にすべて記載をしております。また、区のホームページにも同様の内容を記載させていただいております。

また、御存じの方も多いかと存じますけれども、昨年、日本経済新聞社が実施をいたしました全国809の区市を対象とした調査で、私ども豊島区でございますけれども、市民参加度の部門で全国第3位、23区ではトップという評価をいただきましたので、御報告をさせていただきます。



それでは、地域区民ひろばの展開につきましては、藤田課長より詳しく御説明をいたします。

○事務局 それでは、私のほうから地域区民ひろばの展開につきまして、御説明をいたします。

今のこの資料の続きでございますけれども、8ページ目の真ん中ほどに地域区民ひろばの展開ということで、地域区民ひろばは地域コミュニティの視点から、小学校区を単位として、ことぶきの家や児童館などの既存の施設を、世代を超えた交流の場として再構築したものでございます。これからの地域経営の基盤となるものということで、現在、18地区、22カ所で運営をされてございます。

もう少し御説明をいたしますが、まず、今日は皆様のところはこの区民ひろばパンフレット、カラー刷りの、こちらをお配りしてございますので、これで少し御説明をしたいというふうに思っております。

それでは、2ページ目をお取り出しください。区民ひろばってどんなところとございます。世代を超えた交流の場ですと。そして、その下のところに、区民ひろばは乳幼児から高齢者までどなたでも利用できる施設です。コミュニティの拠点として、小学校区ごととございます。また、利用するには登録が必要でございます。個人の利用、また団体の利用で登録をいただいております。

平成15年に地域区民ひろば構想を発表いたしました。その後、各地域で説明会を開催し、理解を求めてまいりました。そして、平成17年にモデル実施を踏まえまして、平成18年から8地区で本格実施をいたしております。本年で7年目となります。着実に各地区で区民ひろばを実施いたしまして、現在、18小学校区、22施設で展開をしております。この間、各地区には住民組織でございます区民ひろば運営協議会を設置しております。今日もこちらの区民委員の方々11名いらっしゃいますが、そのうちの5名の方が区民ひろば運営協議会の会長、副会長、または役員ということで様々に御尽力いただいております。

現在、その18小学校区すべてに区民ひろば運営協議会を設置しております。事業の企画、実施をいただいております。23年度は運営協議会の委員数が740名、事業件数は580件を超えてございます。区民ひろば構想でお示しし、また平成18年には地域区民ひろば条例が制定してございますけれども、その中で施設の運営といった、自主運営といったことについても区または運営協議会と様々な議論を行ってまいりました。そして、区は平成22年に方針を提示いたしまして、運営協議会の組織力を向上させるというような形から、NPO法人化をしていただき、そして、区は業務委託という形で実施ということで進めてまいりました。

その中で先ほどH委員からもお話がございましたが、区民ひろば池袋本町から手が挙がりまして準備を進め、昨年2月より自主運営がスタートしてございます。この流れは確実に他地区にも及んでおります。本年、富士見台、高松、こちらがNPO法人の申請を既に行っておりまして、24年度中には自主運営をスタートさせる予定でございます。

3ページ目のところ、区民ひろばはセーフコミュニティの拠点ということでございます。真ん中ほどに、豊島区の11の重点テーマ、これらにつきまして区民ひろばで様々な取組、プログラムの提供をしております。このセーフコミュニティの拠点の四角の囲みの中の下のところに区民ひろばの取組といたしまして、丸の一つ目、安全・安心情報の発信、安全・安心情報の掲示板を各ひろばに設置してございます。災害情報、不審者情報などを、区からのそういった情報を掲示板のほうに掲示してございまして、区民ひろばの利用者、また区民の方にも発信をしております。

また丸の二つ目、安全・安心事業の充実。転倒予防、交通安全教室、障害者支援講座、うつ病対策など様々な実施してございます。

また、丸の三つ目、学習情報共有ということで、そのセーフコミュニティの重点テーマ。真ん中ほどにあります11の重点テーマに関する学習や地域の情報共有の場を提供しております。

また四つ目、AEDや防犯カメラ、安全・安心マップなども設置してございます。

また丸の五つ目、災害時の補助救援センターとしての役割もご置います。このほかに昨年池袋保健所に置いますキッズセーフという施設が置いますけれども、これのミニ版で各区民ひろばにミニキッズセーフを設けて置いて、先だつてのWHOの本審査の際にはそちらも御紹介を置いて置います。

次に、4ページ目、5ページ目置います。区民ひろばの主な事業ということでこちらに記載置いて置いますが、子育て支援、高齢者の健康、文化活動支援、また交流事業、そして自主活動支援ということで様々に実施置いて置います。区民ひろばでは、現在、年間約1万2,000件の事業を実施置いて置います。利用者数は、延べ置いて置いますが66万人を数えて置います。

また次、6ページ、7ページをお開きください。区民ひろばマップということで、区内全域、今、18小学校区22の施設で展開置いて置いますが、残り4小学校区まだ未整備地区が置いますので、こちらにつきましても着実に、計画的に実施置いて置きたいというふうに思置いて置います。

あと8ページ目からは、各ひろばの御案内の図置いて置いますので、後でお読みください。

最後になりますけれども、区民ひろばの認知度が、昨年、23年12月にセーフコミュニティ推進室が実施置いたアンケート、セーフコミュニティに関する意識調査の報告によれば、区民ひろばの利用状況につきましても質問置いて置います。いつも利用置いている、時々利用置いている、名前は知置いているが利用置いたことはない、名前は聞いたことがあるといった、いわゆる認知度、知置いているかといった回答が75.2%置いて置きました。3年前、同様の調査置いた際には、認知度はまだ46%置いて置きましたが、この3年間で約30%増加置いたと。こういったことからまだまだ課題置いて置きますけれども、区民ひろばは着実に区民の皆様に着実につつあります。また、本日、お越し置になって置います運営協議会の会長、副会長、役員の方々を中心に、この区民ひろばが地域の絆を結ぶコミュニティの拠点として、現在、日々進化置いているというふうにし確信置いて置きます。

説明は、甚だ簡単置いて置きますが、以上置いて置きます。

**○事務局** 次に、資料の1-2をお取り置いた置きたいと思置います。

セーフコミュニティにつきましてもは、これまでも皆様し御説明置いて置きましたが、本日はまだスタート置いて置きますので、簡単にその内容だけ御説明置きたいというふうにし思置いて置きます。

まずは、セーフコミュニティは国際認証制度置いて置まして、世界保健機関WHOセーフコミュニティ協働センターというところが運営置いて置きます。安全・安心のまちづくりの国際認証制度置いて置きますが、国際認証ということは、世界共通の基準に基づく第三者評価の制度であるというふうにしいえる置のではないかし思置いています。豊島区は先ほど高野区長が申し上げ置いたとおり、このセーフコミュニティというものに2年間取り組んで置いて置まして、今年の5月に2年間の準備置を踏まえて審査置を受けた結果、認証取得置が十分置であろうというお墨つき置をいただき置まして、今年の11月にその認証式置を行うわけ置いて置きます。

そのセーフコミュニティ置いて置きますけれども、その下に疾病予防、そして外傷予防と書置いて置きます、WHOのほうでは病気の予防についてはかなり前から随分取り組んで置きた。ただ、この外傷予防。外傷という聞き置なれないことば置いて置きますけれども、体や心の傷置いて置きます。不慮の事故や自殺、暴力。この中にはいじめというものも入るし思置います。また、地震災害、そういった人間を取り囲む心身の傷というものが一瞬にしてその人の長い将来置を奪置ってしまうようなことがある。ただ、これについてはまだまだ世界的な取組置が不十分置であると、そういう認識置があったと置いて置まして、セーフコミュニティは1990年代から始まったばかり置いて置きます。ですから、まだ20年ぐらししか経置いて置いないというところ置いて置きます。

その下置いて置きますけれども、御案内のとおり、豊島区は日本一の高密都市置いて置まして、高密置であるが故の様々な安全・安心の課題置を持って置きます。繁華街についても、また住宅地についてもそれぞれ課題置がありますし、その課題についてはそこに住んで置いる皆様、町の外からいらっしゃる皆様、そういったコミ

コミュニティとの関連が非常に密接に関連しておりまして、安全・安心の課題とコミュニティの課題、それは豊島区が人口の流動性が高い、また少子高齢化が進んでいるということもありまして、安全・安心も、そしてコミュニティも豊島区にとっては永遠の課題であるといっても過言ではないのかなというふうに思っているところでございます。

安全・安心のコミュニティ、セーフとコミュニティ。これはセーフコミュニティというのは何かこれ勉強してみたら、何か豊島区のためにあるのではないのといったような印象を持ったところがございまして、これは多分、豊島区の区民との協働のまちづくりの推進力として大きな期待ができるのではないかということでも取り組んだわけでございます。

裏面をお願いいたします。

3番目に、長い距離を歩き続けていく、技術を学ぶとございますけれども、安全・安心は一朝一夕でなし得るものではございません。いかに皆様と力を合わせながら、長い距離を歩いていけるか、そこが勝負でございます。セーフコミュニティではこれまでの予防活動を二つの視点で改善するというコンセプトを持っております。

一つ目は、横断的な連携・協働というところでございまして、端的に言えば、縦割りはだめよということでございます。これも行政にとっても、また多分区民の皆様にとっても縦割りということが地方分権の中で、いかに弊害となっているかということはあるというふうに思います。その横断的な連携・協働で知恵を集めてが一つでございます。

そしてもう一つが、課題を明確化しということで、科学的手法を活用してということ、もっともっと科学的手法を活用せよというのがセーフコミュニティの考え方でございまして、事故や怪我は偶然の結果ではなく、原因を究明することで予防できるというのがセーフコミュニティの基本的な考え方でございます。あの交差点で交通事故で子どもが亡くなってしまった、不運なことね、そのように片づけてしまうのは簡単でございます。また、ホームから転落してしまう視覚障害者の方がいらっしゃいますけれども、単に運が悪かったのねということで済ませては絶対にいけないと。必ず原因を究明すればそういった事故は防げるというのがセーフコミュニティの考え方でございます。

そして最後でございますけれども、4番目。セーフコミュニティでは、その上に足し算がありますけれども、セーフコミュニティはWHOの科学者の集団が考えたものでございますが、科学者の皆様は、科学というものはそれだけでは決して町を変える力にはなり得ないということを随分おっしゃっておりました。結局、科学プラス地域力があって初めてそれは町を変える力になるのであるということでございます。

そこで、豊島区では科学プラス地域力のところでの地域力につきまして、先ほど地域区民ひろばという仕組みがあるということについてございますので、これをこの科学とプラスすることで、町を変えていく大きな力にしていこうと考えたわけでございます。

最後でございますけれども、セーフコミュニティは事前予防でございます。事後対応のセーフティネットというのが第一の概念としてあると思っておりますけれども、予防ということはなかなか行政が家庭の中に入って行って、警察が一人一人にアプローチしてできることではございません。一人一人が、また家族が、地域のコミュニティが中心的な役割を果たしてこそ予防というものができるということでございまして、これもセーフコミュニティが安全・安心を行政ではなくて、コミュニティとの協働によってなし遂げようとする、これも基本的なコンセプトの一つでございます。

以上がセーフコミュニティの基本的な考え方でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、豊島区としてはこのセーフコミュニティという考え方が非常に豊島区にマッチした考えであるということ。また私ども自治体の職員といたしましても、考えれば考えるほど、これはセーフコミュニティという考え方に惚

れたと、一言で表現をすれば惚れたということでございまして、非常に奥の深い概念である、政策スキームであるというふうに思っております、こういったものを今回、豊島区は取り組みまして、国際認証を今回いただくことになったわけでございすけれども、これがゴールではなくてスタートであるということで、これからが正念場だというふうに思っております。そのためにも、この自治の推進に関する基本条例の中に、区民の皆様との協働でつくり上げていく安全・安心のまちづくり、その推進力としてのセーフコミュニティをぜひ位置づけることで、自らの範として、区民の皆様と今後進めていくことができるということでございます。私からは以上でございます。

**○事務局** 最後に私のほうから御説明をさせていただきます。

用意をさせていただいた資料を一通り説明させていただいてから、それを踏まえた上で御議論をいただければと思います。

資料番号1-3、1枚ものでございますが、お願いをいたします。

平成24年度自治推進委員会スケジュールということで、7月から12月までの月別の表が、上から記載をしているスケジュールでございます。

7月のところでございますが、本日でございます。7月26日委員会と記載してございまして、自治の推進に関する基本条例。この条例の改正について御議論をいただくということで、条例の概要について。また、二つ目として、セーフコミュニティについて。また、このセーフコミュニティの拠点として地域の核であります地域区民ひろばについて御案内をさせていただきました。この③の今後の進め方というものが、今、私が説明をさせていただいているというものでございます。

この後、9月中に1回ないし2回の会合を予定してございまして、その中でこの条例にセーフコミュニティの活動について、また、その拠点としての地域区民ひろばについてどのような形で盛り込むのかというようなことについて案を示させていただき、それをもとに御議論をお願いしたいというふうに考えているところでございます。この案によりますと、9月下旬から10月の下旬についてパブリックコメントをした上で、11月上旬に委員会で答申をとということでございますが、先ほど、高野区長があいさつの中で期限について申し上げました。11月のところに記載はございせんけれども、11月28日から30日にかけてセーフコミュニティの認証式、そしてセーフコミュニティのアジア会議が開かれるということでございます。できればその段階で自治の推進に関する基本条例、豊島区はこのセーフコミュニティを今後区民の皆様とともに形づくっていく、そのための基本条例の中に位置づけましたよという案文を示させていただければと考えてございますので、ここでは11月の下旬にパブリックコメントを経た上で答申ということでございますが、何とか11月28日までは条例案までを御議論をいただければなというふうに考えてございます。この日程では11月の下旬にパブリックコメントを経た上で答申をいただくというようなスケジュールという形で今回の日程について考えているということでございます。

用意いたしました資料の説明については一通り以上でございます。

**○小原会長** ありがとうございます。

相当にてんこ盛りな内容でございまして、今まで自治の推進に関する基本条例の条例づくりとか、それから自治推進委員会あるいは区民ひろばなどに関わっていらした皆さんにとっては、はいはいというところもあったかと思いますが、そうではない皆さんにとっては、はてさてというところもあったかと思いますが。

改めてですけれども、今、御説明をいただいた中では幾つかの柱がありまして、一つは自治の推進に関する基本条例の中身についての大ざっぱな説明ということがございまして。その後、次の柱でございますけれども、初発の自治推進委員会ができて、それでその基本条例の内容に関する後づけ、フォローアップといましようか、きちんと見守っていくという、そういう作業をしたわけでございますけれども、その中で

今回の会議の内容との関連でいいますと、地域における協議会という文言が基本条例の中にございましたけれども、そこで地域協議会というものをつくるのだという答申を前回の自治推進委員会で出しました。地域協議会は先ほど町会連合会副会長のH委員さんからも御指摘がございましたけれども、中学校区くらいをサイズにして考えると。モデル事業も始まったということもございますけれども、他方で区民ひろばという小学校区を単位とした事業もございまして、その調整でいろいろな御苦勞とか、あるいは成果などがあるかと思っておりますけれども、それに関連したお話がございました。

それから、セーフコミュニティの国際認証に関する説明。セーフコミュニティとは何ぞやという、そういうお話もございました。最後は今後のスケジュールということでもございましたけれども、冒頭、高野区長から諮問がございまして、私たちのこの委員会ではその諮問に応じて、諮問の範囲でいろいろ議論をしていくということでもございますけれども、改めて確認をいたしますと、基本条例の中にセーフコミュニティ活動及び地域区民ひろばの基本的な考え方を位置づけることについてということでもございますので、様々な議論をしていただきたいのですけれども、最終的には、一番の焦点はそこでもございます。セーフコミュニティの認証を受けたことも踏まえて、その考え方。それから、地域協議会に則した形で展開しております区民ひろばの考え方、そういうものを改めて基本条例の中でどう位置づけるか。位置づける必要ありやなしやのところからでも構いませんけれども、今回のこの第1回目の会議では、その点に関して共有するものをつくりたいというところでもございますので、それが最終目標でもございますけれども、あと二、三十分の中だけではございませんが。

まず、忌憚のないところで皆様から様々な御質問などを出していただきまして、その論点を踏まえながら少しまとめるような作業ものちのちしていきたいと思っておりますけれども、どうぞ、お手を挙げて、御自由に御質問、御発言をなさってください。

**○1委員** 日程のことでよろしいでしょうか。

この日程を見ますと、もう9月に1回、いきなりもう既にパブリックコメントということになると、この改正案そのものを策定するということは、そちらの事務局のほうで何らかのものをつくって、それを事前に私達のほうに配った形で、この9月にとりあえずこの委員会を開くというような方向なのでしょうか。何かちょっと、時間がないような気がして少し心配をしています。

それから、もう一つ、齊藤室長さんに。このチラシの4ページのところに、気になったのは、地域力（住民）と書いてあるのですけれども、自治基本法からいうと、これは区民ではないのですか。区民に直したほうがいいのではないですかというふうに思ったので、その点を少し。そのことの認識が、行政側がこういうふうに確認していると、やはり少しまずいのかなと思いたしましたので、考えていただきたいなというふうに思います。

**○小原会長** ありがとうございます。

自治の推進に関する基本条例では、区民のほう幅広の概念ですよね。

**○事務局** 一番初めに、ただいまの住民のところから委員の御指摘のとおりでもございまして、深く反省したいと思っております。おっしゃるとおり、この地域力というのは住んでいる方が住民でございまして、そこにいらっしゃる大学生や、それから働きに来ていらっしゃる方、そういうことを含めて区民が一体となつてつくるものでございます。以後、肝に銘じて間違えのないようにしたいと思います。申し訳ございませんでした。

**○小原会長** それでは、第1点目に関して。

**○事務局** 1点目の件でもございます。先ほど申し上げましたとおりでもございまして、パブリックコメントをこのところでやると、11月までにパブリックコメントを経た上での答申ができるねという意味での案ということでもございますが、11月の少なくとも世界会議までの、認証式までの間にパブリックコメントに出

せるような条例案が策定されているということも一つ選択肢だろうというふうに考えているところでございます。

次に、まず条例の改正案でございますが、やはり、雲をつかむような話だろうと思います。どのようなものを、考え方としてお出しをすればいろいろたたきどころがあるだろうなというようなものを事務局で用意をさせていただいた上で、それをもとに、どうしたらよりよいものになるのか、あるいはそこは違うのではないかというような視点で御議論をいただいたほうが、議論がしやすくなるのではないかというふうに考えているところでございます。

また、本日、資料につきましては第1回目ということもありまして、非常に直前に資料の御案内をさせていただきましたが、何とか1週間前にはお手元に届いて、ご覧をいただいた上で、お目通しをしていただいた状態で、委員会に臨んでいただけるような形で、以降は資料を御提案させていただきたいというふうに考えさせていただきます。そういう意味では、本日を含めて4回で終わるための日程ということでございますが、先ほど区長が申し上げましたように、11月28日までには、最終的には案ではないかもしれないけれども、今後の委員会での案といったようなものを出せるような形で運んでいただければなというのが事務局の案でございます。これはあくまでも、11月の下旬にパブリックコメントを経た状態で出すためには、どのような審議日程がとれるかということをも案として出させていただいたというところでございまして、多少流動するものと考えてございます。よろしくお願いいたします。

**○小原会長** ありがとうございます。

I委員御指摘のとおり、随分終着点のはっきりした、しかも終着まで余り時間のない日程でございますけれども、私が承知している限りでは、事務局サイドで、もうこの絵姿でいきますという条例改正案ができ上がっていて、それで形を整えるということではない。絵姿が描けているわけではないと思います。

ただ、基本条例に関して抜本改正というようなことではございませんので、何と申しましょうか。予断を与えてはいけませんけれども、修文をしていくところはそんなに多くはないのかなというところがございませぬ。

それから、委員会の日程としては、黒丸でいいますと4回ということでございますけれども、自治基本条例とはそもそも何ぞやとか、セーフコミュニティとは何ぞやということに関して、どうも私はよく呑み込めていないという委員の方がいらっしゃいましたら、委員会の枠外で自主的な勉強会みたいなものもひょっとしたら有り得るのかもしれない。そういう選択肢も含めて考えていただければという具合に思います。

どうぞ、続けて。

**○P委員** 基本的な考え方で少し確認したいと思います。

考え方は、今、会長さんからお話があったとおりで、方向で議論するのはいいのですけれども、ここにあるように条例改正案という形があります。それで、条例改正の中身について諮問にあるように、自治の推進に関する基本条例にこのセーフコミュニティ活動及び区民ひろばの基本的な考えを位置づけることについての諮問ですので、これについて議論をするということは、私は大いにやるべきだと思っておりますので、これはいいのです。

ただし、条例改正案の条文そのものについて示されたものを、委員会の意思決定として、これでよろしゅうございますかという提案であるならば、これはまずいと思います。というのは、条例文そのものというのは、条例改正案というのは区長が提案すべきものであり、審議会の答申でもってこういう方針でよろしゅうございますかという考え方でやるというならば、我々議会のほうは審査をする人間ですので、条例に対して出すのは区長が出すものであって、あるいは議員提出議案で出すものが条例改正案であって、この審議会でもって条文を示して、こういう条例改正でよろしゅうございますかという案まで、この意思決定をすること

については、私はこれは正しくないと思います。

ですので、この考え方については大いに結構ですけれども、この審議会で条例改正案そのものの条文を出して、こういうふうに盛り込まれました、これで結構でございますかという諮り方では、これは少し違うと思いますので、そこだけ確認したいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○小原会長** その点に関して、事務局から何かお考えございませんか。

**○事務局** 先ほど申し上げましたけれども、たたき台として、例えば資料1-1にございますような、何らかのチャートのような形あるいは考え方を示すというような形でまずお諮りをさせていただいて、まず皆さんのお考えを確認させていただきたいと思います。そういうことを踏まえまして、最終的にパブリックコメントを経るということでは、条例案の体裁にするのかなというふうに考えてございますので、そうしたまず考え方について、どのようなとらえ方として、この委員会として考えられるのか。それを踏まえまして、どういう形で条例ができるのかといったものを並行しながら考えていきたいなというふうに考えてございます。

**○小原会長** ありがとうございます。

先ほど、私の表現が少しよくなかったのかもしれない、修文という言い方をしてしまいましたので。何と言いましょうか、区長に対しても、区議会に対しても、少なくとも私としては、そんな出過ぎたようなまねをするつもりはございません。ただ、恐らくそうした考え方を入れるべきか、入れるべきでないか、丸バツという話ではなくて、もう少し具体の議論をここではする必要があるのかなという、そういう意味でございます。

**○P委員** 先ほどから申し上げているのは、要するに条例案そのものの案文を示されているものを、ここで、これでよろしゅうございますかということでは、これは違うものだというふうには私は思うのです。ですので、その考え方について条例改正案というふうに書かれてしまっているの、ここが少し心配をしたのです。そうではなくて、その条例に盛り込むべき問題は何かということ、考え方についてを議論するのが審議会であり、それに基づいて答申をして、それで条例改正案というのをつくるべきなのでしょう、区長が。そうでなかったら、審議会が条例改正案なんかをつくるなんていったら、区長も議員も要らなくなってしまうという形になってしまう。それは違いますよということをいっているわけです。

**○R委員** 今のP委員の御趣旨は最もだと思います。ただ、どのような形でこの位置づけを考えるかということで、この委員の皆様方の多様な御意見というものをいただきたいと思っています。その上で、例えばこの条例の中でふさわしく、しかも、永続的にこのセーフコミュニティという取組が、区民との協働の中で非常に重要な位置づけになるのだと。もしそういうふうな価値観でもってやるとすれば、このような条例改正が望ましいのではないかとということで、これはこの審議会の中でもんだその考え方を、一つを考え方として区長に提案をするということでございます。

区長のほうとしてみれば、皆様方の議論の中身を受けとめて、それにふさわしいような条例改正が可能であるかどうか。また、そういうふうな内容として、議会に提示することが望ましいかどうかということは、区長のほうでも当然、条例提案権を持つ区長として判断されると思いますので、必ずしもこの条例案というものがありきで議論が進むものではないと思いますので、その点は御理解をよろしくお願いしたいと思います。

**○小原会長** ありがとうございます。

**○O委員** 私もやはり条例改正案、今の部長の御説明で考え方は理解できるのですが、条例改正案としてこういうふうになってしまうと、どうしてもP委員が御懸念のようなイメージでとらえられてしまう。先ほど、会長のお話によりますと、まず位置づけるかどうかということを含めて議論ということですので、改正あり

きの議論ではないと私はとらえているのですけれども、ですから、そのことを思うと、やはり②の書き方は要注意ではないかというふうに思っております。

趣旨はわかりますが、まず、位置づけるかどうかということも含めて、そこから出発した議論であるということであれば、これはとっていただいたほうがいいのではないかなというふうに思います。既に自治基本条例の中に、セーフコミュニティとか区民ひろばの理念を包括するような言葉というのはあるわけで、条例改正が必要かどうかということも慎重に議論をする必要があると思います。

○事務局 先ほど御案内をいたしましたように、まず、どういう観点、どういう視点で改正をするのか。今、○委員からも御指摘ありましたように、あるいはしないという選択肢もあるのかということも当然選択肢としてあるのだらうと思います。まずそうしたことを踏まえて、P委員の先ほどの御指摘も踏まえて、様々な考え方のベース、それと、やはりある程度ものが見えたほうがたたきやすいということはあるかもしれませんが、そうした御指摘を踏まえて、様々な形で資料を用意させていただければというふうに考えてございます。

○小原会長 ありがとうございます。

ですので、その条例改正案というのは条例改正ありきであり、相当具体的に落とした話であるという印象を受けますので、ですので、これは言葉を変えていただいたほうがよろしいのではないですか。条例改正に関する基本的な考え方ぐらいにしてですね。その基本的な考え方の度合いがどれほど具体であるか、あるいは抽象であるかは、それは区議会からお越しになっている委員の皆さんの御意見も踏まえながら、ここで決めていけばよろしいのではないかという具合に考えます。

よろしゅうございますか。

○事務局 そのような形で、例えば9月のところの四角の中に書いてございますが、②の条例改正案ということでございますが、条例改正等に関する考え方をここで御議論をいただくという形で修正をさせていただいたものを公開させていただければなと思います。

○小原会長 今のでよろしゅうございますでしょうか。

(はい)

では、それで進めてまいりましょう。

ほかにといいましょうか、今後議論をしていく、これから議論をしていくことに関しまして、第一歩の質問でも結構でございますので、どうぞ、忌憚のないところをお話しいただきたいと思います。

○L委員 全く未経験なので、とんちんかんな質問かもしれないのですが。

憲法というような位置づけとしてこの自治基本条例がつけられたということでございますけれども、だとすると、果たしてそこまでディテールを書く必要があるのかどうかという問題はあるかと思えます。細かいことについては名前が変わるであるとか、WHOの組織自身が変わるであるとか、いろいろな要素が考えられるので、条文の中にその具体的な名前まで組み込むかどうかということは議論の余地があるのかなと。

ただ、この活動自身をもっと長く続けていくために、その基本的な考え方自身は何らかの形で、少し条文を細かくするようなイメージで加えていくのがよろしいかと思うのですけれども。余り具体的な組織であるとか、そういうことまでここに組み込むことはどうなのかなと思われる部分もあるかと思えます。

○小原会長 貴重な意見で、ありがとうございます。

セーフコミュニティの考え方は、既に、現にある条例の中で出尽くしているということであれば、改めて言うまでもないということになるかもしれませんが、他方でまた、今回、セーフコミュニティの認証をとったことが豊島区としての独自性をとても示しているということであれば、別の考え方もできるかもしれません。どうぞ、そのあたり中心的な論点だと思いますので、御自由に御意見をください。あるいは、それにや



や関連するぐらいの御意見でももちろん結構でございます。

**○K委員** 何も前提のない、最初に受けた印象では、普通に条例を改正するのだなというふうに思っておりました。でも、先ほどから条例改正という文言をめぐって、特に、本当に言葉を変えればいいだけとか、そういうすり合わせればわかることというのはよくあることで、やはり言葉というのは人がそれぞれ、それを読む人によって変わりますので、だからこそ、用語の定義というものが必要なのではないかと思いますので、やはり、新しい考え方を条例に反映させたいという以上、やはり、どういうふうな形になるかわかりませんが、定義という意味では、やはり書き込むことが自然ではないかなというふうに、私などは思います。

本当に、憲法という位置づけの割には、非常に男性憲法なのだというふうに、私も本当に素人の感覚であれなのですけれども、思いました。ただ、こういう一度それについて話をし、こういう場を設けているということ自体が地方自治の、そのこと自体が大事な機会なのではないかなと思います。私は定義をしていくべきではないかというふうに思いました。

以上です。

**○P委員** 大分、実質的な議論に入ってきてしまったような気がしますので、今日は運営についてとか、今後の運び方のスケジュールで、今、お諮りがあったという認識をしております。

実際にどういうふうに盛り込んでいくのかとか、あるいは条例に入れるのか入れないのか、そういうものを含めては、次の具体的な審議の中での話だと私は思うのですけれども。具体的に話をしろといわれれば話をするのですけれども。具体的な材料を用意した上で審議をしていったほうがいいのではないのでしょうか。

**○小原会長** 御指摘ありがとうございます。

他方でといたしましょうか、スケジュールどおりとしますと、もうそれほど議論をするチャンス、時間がないということもございまして、今日のところで、この線で行くという共通認識はとても無理ですので、何を議論しないといけないのかという、その共通認識を持てたらいいなというふうに私は思っております。

どうぞ、H委員。

**○H委員** この自治基本条例というのは2年間かけて小原部会長さんを含め、今の齊藤室長、企画課長だったのですね、当時。それで、企画係長さんと2年間かけて基本条例ができて、答申をしたわけです。それは抜本的な改正をするわけではなく、その間、また何年か経ち、時が流れ、そしてセーフコミュニティが出てきて、区民ひろばが出てきた。それをこの条例にどう組み入れるのかというのがこの改正というふうに考えておるのです。

ですから、この区民ひろばと、それからセーフコミュニティというものをどう組み入れるかというのを皆さんで議論をすべきではないかなと私は思っております。抜本的にその改正をするわけではないですから。改正をされたら、私は困るのです、実際は。会長そうですね、そう思いませんか。

だから、いわゆる区民ひろばとセーフコミュニティが後から出てきて、それをどう条例に組み入れるかということをご皆さんで議論してはいかがでしょうか。私はそう思っております。

**○A委員** 私、今、お話を伺っていろいろ迷っているところなのですけれども、やはり基本的に議論をしなければいけないことは、この自治基本条例の中に、割と個別具体的な制度、このセーフコミュニティもそうですし、それから区民ひろばもそうなのです。それをどこまで書き込むことが豊島区民にとってよいのかというあたりを少し議論したほうがいいのかということ、今、感じています。

やはり、余り個別具体的な制度を書き込むという、多分、性質のものでないのではないかと思います。ただ、それは逆に書き込んでおいたほうが、将来の豊島区、豊島区民にとって利益が大きいのだということであれば書き込んだほうが良いと思うし。ごめんなさい、今、どっちつかずの意見を申し上げて申し訳ないのですけれども、その両面から書き込むほうがいいのか、書き込まないほうがいいのかという両面から、やは

り少し議論をしたほうがいいのかということ、今、感じているところです。

○小原会長 あと30分も1時間も議論するということではございませんので、少しまともも考えながら話を進めさせていただきたいとは思いますが、今、一番肝心の論点が出ておりますので、御意見がございましたら。

○E委員 セーフコミュニティの基本的な考え方はわかるのですが、区民ひろばの考え方をもう少し具体的に考えていったらいいのかと感じました。今、A先生がおっしゃいましたが、私は先生の意見に賛同します。

○小原会長 ありがとうございます。

ということですので、そもそもの改正すべきや否やということも含めて、議論をしたほうがよろしいのではないかという意見もございます。ですので、次回の会議までにそのあたりをきちんと考えて臨めるように。その自治の推進に関する基本条例の中で、セーフコミュニティですとか、区民ひろばの、それは具体的な話ですけれども、それにつながるような理念なり、あるいは一般的な形での制度の考え方なり、それがどういう具合で出ているのかということを書き、右側には、それに対応をする何か概念、考え方であり、具体的な制度、政策であり、これを突き合わせた形で、完全に今ある条例から読み取れるのだ、セーフコミュニティの理念も、具体の制度、政策が読み取れるのだということであれば、さてどうしようということになりますし、少し、今、左に入れますと、右側のほうには、左側からはこぼれ落ちるようなものがあるのだということであれば、恐らく、条例の性格からして、余り具体的話をもこもり盛り込むことは、それはどうなのかと、私自身は個人的に思います。

その盛り込むべき理念みたいなものがやはり少しあるのかということであれば、右から左に移すというようなことになってまいりましょう。それが考えられる基本的な資料というのを、まずは、1枚紙の版とさらに詳細版というような形で用意をしていただけるといいのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○事務局 そうした形で用意をさせていただきたいと存じます。

また、スケジュール等についても、次回の日程を踏まえまして、進行状況を見ながら、柔軟に対応をさせていただきたいと考えてございます。

○小原会長 ありがとうございます。

さらに、今、この段階で話しておくべき内容、条例を仮に改正するとしたらという、中身に関する御指摘はございますでしょうか。特にございませんでしたら、これはP委員がおっしゃったとおり、今後の運び方についてきちんと確認をしておきたいと思っております。

○D委員 先ほど、諮問を区長から会長にされたときの条件として、今までの基本条例の中に、新しく出てきたセーフコミュニティの活動と区民ひろばの基本的な考え方をどのように折り込んでいくかというのが、先ほどH委員が発言されたように持っていけば、私はこの組み込み方、基本的な考え方を条例とあわせて、先ほど右と左のチャートのあれの操作をこの期間中にやれば、私はそれだけでいいのではないかと考えております。

○小原会長 ありがとうございます。では、そういう手順で進めていくということでよろしゅうございますでしょうか。

(はい)

恐らくその材料がないと、今現在、ここから議論は発展しそうな気もいたしますので、その手順だけ確認をさせていただいたということにしまして、具体的に今後どうしていくかということでございますけれども。

よろしいですか。そういう議論をよろしゅうございますか。

次回はどうか。さらに、次回までに何をするかということを事務局から提案などがございましたら、お話ししていただけますか。

○事務局 資料1-3では次回を9月上旬にということでございますが、今日、お示しはできてございませんけれども、8月の末から9月上旬にかけて、次回のスケジュールについて、今後、調整をさせていただいた上で、日程を組ませていただきたいと思います。この調整につきましては、皆様のほうに改めて御通知あるいは御連絡を申し上げたいというふうに考えてございます。

また、できるだけ充実した内容の議論ができるように、1週間前を目途に資料をお出ししたいなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○小原会長 今、この機会に次を決めるということは無理なのですか。

○事務局 できれば、事務局といたしましては、8月31日か9月5日のできたらどうだろうかというふうに考えてございますが、御都合はいかがでしょうか。

○小原会長 8月31日か9月5日、この二つだけですか、候補は。

私は9月5日だめなのですが。

この後、メールなどを通じて調整ということであればまた大変ですので、一応、私からお伺いしてよろしいですか。

時間帯はこういった時間帯。18時半、20時半という時間帯ですね。

8月31日金曜日の夕方の時間帯で、もう駄目であるという方は挙手をお願いしますか。お一方。

9月5日は私だめなのですがけれども、ほかにもいらっしゃいますね。

では、メールなどで調整ですか。ほかにも候補日はありませんか。

○事務局 今の状況で想定していたのがこの両日ということでしたので、また、改めて調整をさせていただきたいと思います。

○小原会長 わかりました。

それで、次回の委員会は実のある、正味な議論ということになりますので、ですので、是非、日程をまず早目に調整をしていただきたいと思いますということ。それから、先ほど1週間前ということでもございましたけれども、できれば、先ほど、右左といったような言い方をした対照表みたいなものは、できるだけ早くつくっていただいて、流していただければと思います。

それからこの際ですけれども、そうしたものの以外に、こういうことを考えたいのでこういう資料を欲しいという御要望などございますでしょうか。条例、その他に関しては、今日、資料でお配りしているとおりでございますけれども、ほかにも何かございますでしょうか。

(なし)

もし、今すぐ出ないということであれば、個別に事務局に相談をお寄せいただきまして、それで資料を送ってもらうなどのサービスを提供していただければと思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

○I委員 今日、全員そろっているのですが、もし、日程が決まれば今日決めてもらえれば、後からだと思えないことあるので、今日が一番最良ではないかと思えます。

○小原会長 全くおっしゃるとおりだと思うのですが、二、三分待って何とかなるということはないですか。要するに、場所の確保とか、そういうこともありましようから。

○事務局 場所のほうは何とかいたしますので、そういう意味ではこのあたりの日程でということ、挙手をさせていただきたいと思えます。

○小原会長 いいですか。8月の最終週当たりから9月の第1週といたしましようか、3日から始まる週の2

週間にわたってお伺いいたしまして、それで決めるということで大丈夫ですか。

○事務局 私の方で日にちを申し上げます。時間帯は6時半から、あるいは6時から。今日と同様の日程ということでございます。

御都合の悪い方について挙手をお願いできればと思います。

8月27日はいかがでしょうか。だめな方、挙手をお願いします。

28日はいかがでございましょう。

29日はいかがでございますか。

30日はいかがでございましょう。

31日はいかがでございますか。

9月3日はいかがでしょうか。

4日の火曜日はいかがでしょうか。

5日、水曜日です。ありがとうございます。

6日はいかがですか。

7日はいかがでしょうか。

そうすると、8月31日にお一方御都合がつかないという状況。済みません、4日は3人の御都合が悪いということでございます。そうすると、一番、この中で最大なのが8月31日になろうかなと思います。

○小原会長 やりくりはできないですか。

○事務局 先ほど、7日までしかお伺いいたしませんでしたけれども、10日の月曜日はいかがでしょうか。

○小原会長 9月10日、月曜日。議会との関係も大丈夫ですか。10日。

○事務局 皆様の御都合さえつければ。

○小原会長 では、改めて、9月10日、月曜日の。時間帯は18時30分か、18時か。それはどうしましょうか。18時だと難しいですか。18時でも構いませんか。では、少しでも早く始めたほうが議論の時間を確保しやすいですので、18時からということで。基本は18時20時ですが、多少の余裕は見るということでよろしゅうございますか。

ありがとうございます。大事なことが決められまして、助かりました。

それでは、その日程を前提にした上で、基本的には資料は1週間前ということでございますが、先ほど来申し上げます資料に関しては、できれば少し早目にお送りいただきたいと。もう少し早目に送って、考える時間が欲しいということでございます。よろしくお伺いいたします。

## ・12 閉会

○小原会長 これで、一応、予定をしておりました議事は進めてまいりましたが、少し、時間を15分ほど出てしまいましたけれども、どうも貴重な御意見をいただきまして、御協力に改めて感謝を申し上げます。

これで終了とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

これで第1回自治推進委員会については、終了とさせていただきます。次回以降も含めて、よろしく御協力ください。どうもありがとうございました。

<p>会議の結果</p>	<p>(1)小原隆治委員を会長に選任する。                  (2)職務代理者は江上渉委員を指名する。                  (3)会議録の発言者は記号により表記する。                  (4)審議会は原則公開とし、傍聴を認め、資料を公開する。                  (5)次回日程は9月10日とし、事務局よりあらためて通知する。</p>
--------------	---

<p>提出された資料等</p>	<p><b>【資料】</b>                  1-1 豊島区自治の推進に関する基本条例                  1-2 セーフコミュニティ                  1-3 豊島区自治推進委員会審議スケジュール</p> <p><b>【参考資料】</b>                  1-1 豊島区自治推進委員会名簿                  1-2 豊島区自治の推進に関する基本条例                  1-3 豊島区自治推進委員会条例                  1-4 豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱                  1-5 自治の推進に関する基本条例制定後の区の主な取り組み                  ・『みんなで作るセーフコミュニティとしま』（リーフレット）                  ・『区民ひろば』（パンフレット）</p>
-----------------	---